

JISA 会費規程及び会費納入方法について

JISA 会費規程（抜粋）

1. 会員の納付する会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員

法人会員

別表1の資本金又は従業員欄のいずれかが該当する上位の基本会費区分の額に、別表2の年間売上高欄に該当する付加会費区分の額を加えた額をもって年間会費とする。

ただし、情報サービス業（インターネット付随サービス業を含む。）以外の業種を兼営する者であって、情報サービス業以外の部門の売上高が全売上高の5割を超えるものについては、情報サービス業部門の従業員数をもって別表1の基本会費区分とし、及び同部門の売上高をもって別表2の付加会費区分とすることができる。また、純粋持株会社の場合は、別表1の資本金に該当する基本会費区分の額をもって年間会費とする。

個人会員

別表1の従業員および別表2の売上高に該当する会費区分の額をもって年間会費とする。

（別表1）

基本会費区分 (年額・万円)		資 本 金		従 業 員
A	16	2,000万円	未満	50 人未満
B	24	2,000万円 1 億円	以上 未満	50 人以上 200 人未満
C	32	1 億円 3 "	以上 未満	200 人以上 400 人未満
D	40	3 " 6 "	以上 未満	400 人以上 800 人未満
E	48	6 " 10 "	以上 未満	800 人以上 1,300 人未満
F	56	10 " 20 "	以上 未満	1,300 人以上 2,000 人未満
G	64	20 " 50 "	以上 未満	2,000 人以上 4,000 人未満
H	80	50 " 100 "	以上 未満	4,000 人以上 6,000 人未満
I	104	100 " 200 "	以上 未満	6,000 人以上
J	136	200 "	以上	1 万人以上

(注) 資本金および従業員数は、当該事業年度の始まる年の1月1日現在のものとする。

(別表2)

付加会費区分 (年額・万円)		年 間 売 上 高	
イ	7	2 億円未満	
ロ	9	2 億円以上	5 億円未満
ハ	13	5 "	10 "
ニ	18	10 "	15 "
ホ	22	15 "	20 "
ヘ	27	20 "	30 "
ト	31	30 "	50 "
チ	36	50 "	70 "
リ	40	70 "	100 "
ヌ	45	100 "	150 "
ル	51	150 "	200 "
オ	58	200 "	300 "
ワ	90	300 "	500 "
カ	135	500 "	700 "
コ	225	700 億円以上	~

(注) 売上高は、毎年1月1日現在における直近の決算時のものとする。

組織の拡充、会員間の公平性の維持などに資すると認められ、かつ、協会の運営に特段の支障を生じないと認められる場合は、又はの規定にかかわらず、又はにより算定される法人会員又は個人会員の年間会費の額を割引きすることができる。

の実施にあたり、割引の対象、割引率など具体的内容は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

この場合、後日の総会において承認を得るものとする。

(別紙「中小企業会員の会費の割引について」参照)

天災地変、重大な事故、疫病その他これらに類する事象により被災した場合であって、会長が適当と判断したときは、当該会員の年会費を減額又は免除することができる。この場合、後日の理事会に報告するものとする。

団体会員

別表3の年間予算規模欄に該当する会費区分の額をもって年間会費とする。ただし、「パートナーシップ」の形態をとる団体会員の会費徴収方法は、法人会員に準じて会費を算定する。

(別表3)

会費区分 (年額)		年間予算規模
A	25万円	2,000万円未満
B	35万円	2,000万円以上 5,000万円未満
C	45万円	5,000万円以上1億円未満
D	55万円	1億円以上

(注)予算規模は毎年1月1日現在における直近の決算期のものとする。

(2) 賛助会員

年間1口10万円とし、原則として3口以上とする。

2. 入会金の額は、別表4のとおりとする。ただし、当分の間、資本金3億円未満又は従業員数300人未満の法人及び個人が正会員として入会する場合にあっては入会金の額の二分の一を、退会した法人正会員(退会後合併があったときは、当該会員が存続会社である場合に限る。)が正会員として再び入会する場合にあっては入会金の額の全額をそれぞれ減額又は免除する。

(別表4)

会員の種類	金額
正会員	年会費の半額
賛助会員	10万円

会費納入方法

1. 会費は、原則として、四半期ごとの請求に基づき、年間会費の4分の1ずつを当該四半期中に納入していただきます。ただし、第1四半期(4月～6月)に年間会費を一括して納入することもできます。この場合、若干の割引措置があります。
2. 年度途中に入会した会員の初年度の会費の額は、それぞれの会員の種別に応じて算定した年間会費の12分の1に、入会日の属する月の翌月から当該年度末までの月数を乗じて得た額とします。

(別紙)

平成12年5月25日 制定

平成21年5月28日 一部改正

中小企業会員の会費の割引について

会費規定1の(1)の の規定に基づき、資本金3億円未満又は従業員数300人未満の法人会員及び個人会員の年間会費の額の割引について、次のとおり定める。

会費規定1の(1)の 又は の規定にかかわらず、資本金3億円未満又は従業員数300人未満の法人会員及び個人会員の年間会費の額は、会費規定1の(1)の 又は により算定された額に、下表の地域ごとの割引率を乗じて得た額とする。ただし、割引額は、一の会員につき20万円を限度とする。

地 域 別 割 引 率

地 域	都 道 府 県 名	割引率
沖 縄	沖縄県	50%
北海道、九州、 四国	北海道、福岡県、佐賀県、熊本県 長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県 香川県、愛媛県、徳島県、高知県	30%
首都圏	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	10%
その他の地域	上記以外の府県	15%

附 則

この規程は、平成12年度の会費算定から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月28日から施行し、平成21年度の会費算定から適用する。